

社 会 福 祉 法 人 大 悲 会
評議員並びに役員の報酬及び費用弁償に関する規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大悲会（以上、「法人」という。）の評議員並びに役員（施設職員の職にあるものを除く。）に対して支給する報酬及び費用弁償の額及び支給の方法について定めることを目的とする。

（報酬の額及び支給方法）

第 2 条 報酬及び支給の方法は別表のとおりとする。

（旅 費）

第 3 条 法人業務のため旅行したときは費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は別表のとおりとする。

3 評議員会、理事会等の会議に出席したときは、旅費に替えて別表に定める費用弁償額を支給する。

附 則

1 この規定は、平成 5 年 9 月 1 日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用させる。

2 この規定は、平成 2 9 年 6 月 1 日から施行する。

別 表

報酬及び費用弁償

職名	報酬の額		費用弁償の額	町外旅費の額
評 議 員	——	——	3,600円	社会福祉法人大悲会 旅費規程による。
評 議 員 選任・解任委員	——	——	3,600円	
理 事 長	月額	50,000円	——	
理 事	——	——	3,600円	
監 事	——	——	3,600円	